平成２３年（フ）第４０号
和歌山県御坊市湯川町小松原587番地１　日栄小松原マンションⅠ103号室、前住所和歌山県日高郡美浜町大字吉原706番地の７
破産者　大川　理華
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第２１７号
住所不定、住民票上の住所岡山県総社市西阿曽327番地５
破産者　荒木　哲也
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
徳島県阿南市下大野町太平133番地17
破産者　片山　　博
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
福岡県大牟田市大字手鎌1281番地２
破産者　山本　三男
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１９９号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4213番地20
破産者　秀島三千男
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
佐賀県鳥栖市元町1237番地２　ロワールマンション402
破産者　飯田　敏彬
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
熊本市近見１丁目５番30号　アーバンライフＢ１階102号室
破産者　岩元　敬三
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５８９号
熊本県菊池市旭志尾足223番地３
破産者　福田　　豊
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２３号
青森県八戸市西白山台４丁目12番19号セジュールポムＢ201、前住所青森県八戸市東白山台４丁目12番５号
破産者　荒沢　重治
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地の186　レジオン・ドヌールⅠ101号
破産者　吉田　秀才
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
福島県いわき市平沼ノ内諏訪原１丁目21番地の９
破産者　菅波　清美
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７０号
山梨県笛吹市石和町四日市場2031番地85　コーポ岡302号
破産者　伊藤　洋子
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
山梨県甲府市屋形３丁目２番29号
破産者　川手　二朗
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
山梨県南アルプス市浅原255番地１　サンハイツ若草201号室
破産者　笠原　暢将
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
愛知県一宮市松降通８丁目21番地２
破産者　高間　正美
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２５号
愛知県一宮市西五城字山方56番地１
破産者　岩田　正吾
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４０２号
愛知県一宮市光明寺字本堕落35番地１
破産者　平原眞由美
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４６９号
愛知県一宮市柚木颪字上ケ田516番地１
破産者　五十嵐春男
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５２６号
長崎県長崎市高丘２丁目５番４号、住民票上の住所長崎県長崎市若葉町11番11―202号
破産者　平山　　耐
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係